

交通費支給基準

団長もしくは役員より選任された団員が、関係諸団体等の会合への出席あるいは遠征等での運搬にかかる交通費を以下の基準にて支給する。

「会合」吹奏楽連盟、音楽協会等の代表者会議への出席や依頼演奏での現地打合せなどにかかる交通費。定期演奏会の会館打合せや他団体演奏会へのお祝い持参のための交通費は支給しない。(指導者講習会等は、手当は支給しない)

「遠征」遠征等のために、団員もしくは楽器の運搬手段として団が手配した自家用車にかかる交通費。(団行事のため、手当は支給しない。)

1. 公共輸送機関の場合

		香川県内	徳島県	高知県	愛媛県	四国外
会合	交通費	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
	手当	500 円	500 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円

※会合への出席人数は、原則役員 1 名とし、単なる同行者には支給しない。

2. 自家用車の場合

		香川県内	徳島県	高知県	愛媛県	四国外
会合	燃料費	支給しない	1,600 円	3,300 円	3,900 円	別途算定
	高速代	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
	駐車料	〃	〃	〃	〃	〃
	手当	500 円	500 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円
遠征	燃料費	支給しない	1,600 円	3,300 円	3,900 円	別途算定
	高速代	〃	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
	駐車料	〃	〃	〃	〃	〃
	手当	〃	支給しない	支給しない	支給しない	役員協議

※会合への出席人数は、原則役員 1 名とし、単なる同行者には支給しない。

【燃料費算定根拠】 燃料費(レギュラー)130 円/L 消費燃料(高速)10km/L と設定

・高松中央 IC→鳴門 IC 約 60km (往復)120km 消費燃料:12L 燃料費:1,600 円

・高松中央 IC→高知 IC 約 123km(往復)246km 消費燃料:25L 燃料費:3,300 円

・高松中央 IC→松山 IC 約 151km(往復)302km 消費燃料:30L 燃料費:3,900 円

・四国外の場合は、往復距離÷消費燃料(10km/L)×燃料費単価(130 円/L)にて算定(百円未満四捨五入)

※燃料費や税率など社会情勢により変動がある場合は、役員全員の同意により支給単価の見直しをすることができる。

3. レンタルトラックの場合

燃料費、高速代、駐車料のすべてを実費精算する。手当は自家用車の場合に準ずる。

(会計整理：車輛レンタル代・燃料費は賃借料、高速代は交通費で整理する)

4. 日帰りが困難な会合へ出席する場合の宿泊費

役員協議により、宿泊が必要な場合は、6,000 円(一泊朝食)を上限に実費精算とする。